

特記仕様書

1 契約名称及び対象施設数

- (1) 県立学校等消防用設備等保守点検業務委託（県北地区） 14校
- (2) 県立学校等消防用設備等保守点検業務委託（中央地区） 21校
- (3) 県立学校等消防用設備等保守点検業務委託（県南地区） 22校

2 委託業務内容

業務は火災発生時に設備の機能が完全に発揮されるよう、関係法令に基づき消防用設備等保守点検を行うものである。

- (1) 業務は仕様書に基づき行うこと。
- (2) 仕様書に疑義ある場合又は明記なき事項については、すべて係員の判断によるものとする。
- (3) 消防法第17条に基づき、火災報知設備、非常用放送設備、屋内外消火栓、スプリンクラー設備、防火扉、防火シャッター（スクリーン）、避難器具、誘導灯、消防用水等の総合保守点検及び消火器の機器点検を期間内に各2回行い、点検の上は点検済票ラベルを当該機器に貼り付けること。

また、製造年の末日から10年を経過した消防ホース（易操作性1号消火栓及び2号消火栓のホースを除く。また、耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していないものも除く。）の耐圧性能点検を1回目の期間内に実施すること。

(4) 点検業務は各県立学校と調整の上、可能な限り1回目を夏季休業中（高等学校については7月22日～8月20日、特別支援学校については7月23日～8月25日）、2回目を冬季休業中（高等学校については12月22日～1月13日、特別支援学校については12月26日～1月13日）に行うこととし、点検業務日程表を高校教育課に提出すること。但し、休業中での点検実施が日程的に厳しい場合は、当該学校の了解を得た場合に限り1回目は7月12日～8月31日、2回目は12月1日～1月28日の範囲内で休業期間外の点検業務を認めるものとする。

- (5) 本業務に係る軽微な不良箇所修理に使用する部品、材料の一切及び消火器の機能（放射能力）点検に係る消火薬剤のつめかえ補充に要する経費は受託者の負担とし、その他の修理を要するものについては当該県立学校等に対し修理見積を示すこと。
- (6) 業務終了後は、直ちに点検報告書を提出し係員の承認を得ること。
- (7) 消防署等への点検報告書類の提出及び諸手続きについては、受託者の責任において行うこと。（消防署への報告は1回目分で実施。）
- (8) 契約期間内における各県立学校等からの問い合わせについては、受託者が責任をもって対応すること。

3 提出図書

次の書類については、1回目及び2回目の業務期間ごとに整え提出すること。

- | | (1回目業務分) | (2回目業務分) |
|-----------|-------------|-------------|
| ① 業務日程表 | 契約締結後すみやかに | 業務開始の10日前まで |
| ② 委託業務着手届 | 業務開始後すみやかに | 業務開始後すみやかに |
| ③ 点検報告書 | 令和8年9月25日まで | 令和9年2月26日まで |
- (2部作成の上、県立学校及び高校教育課へ1部ずつ)
- | | | |
|-----------|------------|-------------|
| ④ 委託業務完了届 | 業務完了後すみやかに | 令和9年2月26日まで |
|-----------|------------|-------------|